

加入の種別を 確認しましょう 被保険者の種類

国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、職業等により三つの種類に分かれています。自分は第何号被保険者なのか知っておきましょう。



第1号被保険者

加入する人: 20歳以上60歳未満の自営業者や学生・無職の人など

保険料: 令和8年度定額保険料額は**月額17,920円**です。納め方についてくわしくは3ページをご覧ください。保険料は納付書などにより納めます

受けられる年金: 国民年金 (基礎年金)



第2号被保険者

加入する人: 会社員・公務員など

*短時間労働者 (パート等) も一定の条件を満たす場合は対象となります。

保険料: 厚生年金の保険料が給料などから差し引かれています。国民年金保険料を別に納める必要はありません

受けられる年金: 厚生年金+国民年金 (基礎年金)

※共済年金は、平成27年10月から厚生年金に一元化されました。



第3号被保険者

加入する人: 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人*

保険料: 自分で納める必要はありませんが、配偶者の勤務先へ第3号被保険者の届け出が必要です

受けられる年金: 国民年金 (基礎年金)

★国内に住所を有する人 (例外あり)

希望により加入できません (任意加入)

◆国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人

※年金額を満額に近づけたい人や、年金の受給資格が足りない人。

※昭和50年4月1日以前に生まれた人で老齢基礎年金を受給できない人は、70歳未満で受給資格を満たすまで加入できます。(令和11年度までの時限措置)

◆海外に在住する日本人で20歳以上65歳未満の人

◆国内に住んでいる60歳未満の老齢 (退職) 年金受給権者

※厚生年金、共済組合等に加入している人は任意加入できません。